

環境に配慮したイベント開催要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県が開催するイベントにおいて、栃木県イベント環境配慮指針の趣旨に沿った環境配慮を行うために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「イベント」とは、式典、恒例的に行う行事、講演会、シンポジウム、フェスティバル、フェア、スポーツ大会、祭り、記念事業、集い、展示会、フォーラム等をいう。
- (2) 「環境配慮」とは、環境負荷の軽減又は環境の改善に資する取組等をいう。

(対象)

第3条 この要領に基づく環境配慮の実施対象とするイベント（以下「対象イベント」という。）

は、原則として、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県又は県が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するイベント
- (2) 県内で開催されるイベント
- (3) 100名以上の県民（招待者等の特定者を除く。以下「不特定の県民」という。）の参加が見込まれるイベント

(環境配慮の実施)

第4条 対象イベントを開催する本庁の課室及び出先機関等の長（以下「開催課室所長」という。）は、次に掲げる事項について、次項に定める環境配慮の実施区分に応じて、別表の「環境配慮の具体的内容」欄に掲げる環境配慮を行うものとする。

- (1) 省エネルギー・省資源の推進
- (2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進
- (3) 公共交通機関等の利用促進
- (4) 参加者への意識啓発・情報提供
- (5) 運営体制の整備
- (6) 会場周辺の環境保全（屋外で開催するイベントに限る。）

2 環境配慮の実施区分は次のとおりとする。

- (1) 実施区分A：環境負荷の軽減に最も効果がある取組であることから、必ず実施するもの。
- (2) 実施区分B：率先した環境保全活動を広くアピールできる効果がある取組であることから、できる限り実施するもの。

(3) 実施区分C：それぞれのイベントの特性に応じた取組や独自性のある新たな取組であることから、実施に向けて積極的に検討する必要があるもの。

(協力の要請)

第5条 第3条第2号及び第3号のいずれにも該当するイベントを県が後援する場合において、県が当該イベントの開催に直接的に関与しているものと判断される場合は、当該イベントの主催者に対して、環境配慮の実施についての協力を要請するものとする。

(計画及び評価)

第6条 開催課室所長は、対象イベントを開催する場合において、1,000名以上の不特定の県民の参加が見込まれるときは、環境に配慮したイベント開催計画書をEMSサイト（イベント開催計画・実績報告書）において作成し、本計画書に基づいて環境配慮を実施するものとする。

2 開催課室所長は、イベントが終了したときは、環境に配慮したイベント実績報告書をEMSサイト（イベント開催計画・実績報告書）において作成し、実施結果の評価を行うものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、イベントの環境配慮に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19（2007）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20（2008）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20（2008）年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23（2011）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25（2013）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26（2014）年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2（2020）年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4（2022）年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

(別表)

対象事項	区分	環境配慮の具体的内容
(1) 省エネルギー・省資源の推進	実施区分A	<ul style="list-style-type: none">・会場の照明や冷暖房は、会場の広さやイベントの内容等に応じて適正な調整を行う。・印刷物は、必要部数を精査し、無駄のないように準備する。・物品等の購入にあたっては、「栃木県グリーン調達推進方針」の判断基準を満たすものなど、環境負荷の軽減に資する、環境に配慮した物品等を優先する。
	実施区分B	<ul style="list-style-type: none">・インターネット等を利用し、資源を節約した広報を行う。・「栃木県グリーン調達推進方針」に品目指定のない物品等を購入する場合は、環境に配慮した物品等を優先する。・外部委託を行う場合は、仕様書等へ環境配慮項目を明記する。・プロジェクターや電光掲示板などの利用により、垂れ幕、看板、配布資料を削減する。・再生可能エネルギーにより発電した電力を使用する（グリーン電力証書の購入）。
	実施区分C (例示)	<ul style="list-style-type: none">・再使用可能なユニフォームを使用する。・複数のイベントで、共同してチラシやポスター等を作成する。・展示パネルはできる限り既存のものを利用する。・電気機器等の使用にあたっては、できる限り省エネ型の機器等を優先する。・配布物は、来場者が必要なもののみを持ち帰ることができるよう事前に袋詰めしない。
(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進	実施区分A	<ul style="list-style-type: none">・発生が予想される廃棄物の種類等の事前検討を行い、発生するごみは可能な限りリサイクルする。・会場にごみ集積場所を設置し、開催地の自治体の分別基準等に従って分別排出に努める。また、ごみ集積場所を設置しない場合は、参加者によるごみの持ち帰りを呼びかける。・イベント終了後、主催者又は出展者は、不要となった印刷物等を持ち帰り再資源化する。・外部委託を行う場合は、廃棄物の処理が適切に行われているか指導、監督する。・弁当等を手配する場合には、食品ロスが発生しないよう適切な量の発注を行う。
	実施区分B	<ul style="list-style-type: none">・展示物、装飾品等の設置物については、リユース可能な物品を調達する。・飲食を伴う場合は、飲料の残りを捨てる容器の設置や生ごみの水切りなどにより、可能な限り可燃ごみに水分が入らないようにする。また、飲食物の提供にはリユース食器等を使用し、やむを得ず使い捨ての食器を使用する場合は、プラスチック代替製品（紙や木、バイオプラスチック等）を使用する。・物品の販売・配布を行う場合は、簡易包装に取り組みとともに、来場者にマイバッグ持参を促す。
	実施区分C (例示)	<ul style="list-style-type: none">・ごみ集積場所にボランティア等のスタッフを配置し、ごみの分別排出を徹底する。・仮施設設置の場合は、レンタルやリースを活用する。・参加者にごみの3Rの必要性についてわかるようにPRする。・会場内デポジットを行う。

(3) 公共交通機関等の利用促進	実施区分A	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの広報を行う際は、電車、バス等の公共交通機関の利用や自転車等での来場を呼びかけるなど、環境負荷の少ない交通手段による来場を促す。
	実施区分B	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用が困難な場合は、シャトルバス等、代替手段の確保等を検討する。 ・関係車両には、「ふんわりスタート」などのエコドライブを推奨する。 ・主催者及び関係者は、公共交通機関の利用や乗り合わせを行う。
	実施区分C (例示)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を優先した来場経路の確保や交通規制を行う。 ・公共交通機関の利用を考慮した会場選定を行う。 ・会場への乗り入れには電動車（電気自動車等）等を利用する。 ・近距離の会場間移動がある場合は、レンタサイクルの提供を行う。
(4) 参加者への意識啓発・情報提供	実施区分A	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの広報を行う場合は、当該イベントで実施する主な環境配慮の内容をあわせて広報する。
	実施区分B	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント会場内で実施している環境配慮活動を来場者にわかりやすく示す。 ・委託業者や出展者に対し、当該イベントで実施する環境配慮の内容を十分に説明して協力を求める。
	実施区分C (例示)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が、環境配慮を学習し、体験できるような企画、運営を行う。 ・環境配慮の成果を来場者にわかりやすく示す。 ・環境配慮の実施結果や今後の改善点の調査を行う。 ・会場周辺の清掃に努め、参加者に清掃への協力を依頼する。 ・環境に関心のある県民や団体、ボランティア等と、積極的な連携を図る。
(5) 運営体制の整備	実施区分A	—
	実施区分B	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する苦情や要望を受け入れられる体制づくりをする。
	実施区分C (例示)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画や運営マニュアル等に環境配慮項目を明記する。 ・スタッフ、ボランティア等に、環境配慮の趣旨等についての事前説明を行う。 ・環境配慮を担当するスタッフを配置する。 ・協賛スポンサーや出展者には、環境配慮に積極的な企業等に優先依頼する。 ・「環境に配慮したイベント」を宣言する。 ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた運営を行う。 ・火薬や薬品等の危険物を使用する場合は、管理責任者を設定する。
(6) 会場周辺の環境保全 (屋外で開催)	実施区分A	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催に伴って発生する排水、騒音、振動、臭気が周辺環境を損なうおそれがある場合は、環境への配慮を優先し、それらの発生を抑制するための取組を行う。

するイベント に限る)	実施区分B	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の選定にあたっては、既存施設の利用を優先する。 ・イベント開催のために開発を行う場合は、動植物の生態調査を行い、与える影響を最小限とする。 ・自然を改変した場合は、可能な限り原状回復を行う。 ・植樹、魚の放流、放鳥等を行う場合は、生態系に十分配慮する。
	実施区分C (例示)	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント終了後、会場清掃を行う。 ・食器を洗う場合は、油や調理クズを流さないようにする。